



自家発入門 22

消防用設備等の非常電源の設置(その1)

10月号では、消防用設備等の非常電源として自家発電設備を設置する場合で工事に着手する前に行う消防法令（危険物関係を除く）の手続きについて紹介します。

Q 1

消防用設備等の非常電源として自家発電設備

を設置しますが、消防法ではどのような手続きが必要ですか。

A 1

工事着手の10日前までに行う「工事整備対象設備等着工届出書」（以下、「着工届」という。）と設置に係る工事が完了した日から4日以内に行う「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書」（以下、「設置届」という。）があります。

これらは消防用設備等に対して行われる手続きで、消防用設備等の非常電源として自家発電設備を設置する場合には消防用設備等の届出に非常電源の関係書類を添付して届出ることとなります。

Q 2

着工届は、全ての消防用設備等について必要ですか。

A 2

消防用設備等には、法第17条第1項で規定する「消防の用に供する設備」、「消防用水」及び「消火活動上必要な施設」があり、更に令第7条では消防の用に

供する設備を「消火設備」、「警報設備」及び「避難設備」と規定しています。

令第7条で規定する消防用設備等の種類を表1に示します。

そのうち着工届が必要な消防用設備等は、法第17条の14で甲種消防設備士でなければ工事を行えない設備とされています。

なお、消防設備士でなければ行ってはならない消防用設備等の設置工事として法第17条の5を受け令第36条の2で表2のとおり規定されています。ただし、電源の工事は除かれています。

Q 3

着工届は、誰が手続きを行うのですか。

A 3

着工届は、法第17条の14で甲種消防設備士が行うこととされています。

Q 4

着工届に必要な書類は、どのようなものがありますか。

A 4

着工届に添付する書類は、消防用設備等については「平面図」、「配管及び配線の系統図」、「計算書」の写しを添付することと施行規則第33条の18で規定されています。

表1－令第7条で規定する消防用設備等の種類

2 消火設備	四 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備
一 消火器及び次に掲げる簡易消火用具（省略）	イ 非常ベル
二 屋内消火栓設備	ロ 自動式サイレン
三 スプリンクラー設備	ハ 放送設備
四 水噴霧消火設備	4 避難設備
五 泡消火設備	一 すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具
六 不活性ガス消火設備	二 誘導灯及び誘導標識
七 ハロゲン化物消火設備	5 消防用水
八 粉末消火設備	6 消火活動上必要な施設
九 屋外消火栓設備	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備
十 動力消防ポンプ設備	
3 警報設備	
一 自動火災報知設備	
一の二 ガス漏れ火災警報設備	
二 漏電火災警報器	
三 消防機関へ通報する火災報知設備	

表2－消防設備士でなければ行ってはならない設置工事

一 屋内消火栓設備	九 自動火災報知設備
二 スプリンクラー設備	九の二 ガス漏れ火災警報設備
三 水噴霧消火設備	十 消防機関へ通報する火災報知設備
四 泡消火設備	十一 金属製避難はしご（固定式のものに限る。）
五 不活性ガス消火設備	十二 救助袋
六 ハロゲン化物消火設備	十三 緩降機
七 粉末消火設備	
八 屋外消火栓設備	

Q5

着工届は、工事に着手しようとする日の10日前

までに行うとのことでしたが、どのような工事を行う前でしょうか。

A5

着工届を行う「工事に着手しようとする日の10日前まで」

の起点となる工事について令和5年3月30日消防予第196号消防危第68号通知で新設、増設又は移設する場合は消防用設備等ごとに「基準日」として表3のとおり示されています。変更する場合は、変更工事を行おうとする日とされています。

火災予防条例（例）では、届出の期限が「あらかじめ」とされ明確ではありませんが、東京消防庁管内では7日前、大阪市では5日前とされています。工事を行う市町村の火災予防条例等で届出期限を確認し、手続きを行う必要があります。

Q6

着工届以外に工事着手前に行う手続きはありますか。

A6

火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある設備等

に関し、火災の予防のために必要な事項は市町村条例で定めることと法第9条で規定しています。

火災予防条例（例）では、火を使用する設備等の設置の届出を第44条で規定しています。

自家発電設備は、「その使用に際し火災の発生の恐れのある設備」として、あらかじめ届出を行わなければなりません。

この届出の対象となる自家発電設備は、「固定して用いるもの」とされています。

また、この届出を行う者は「設置しようとする者」とされています。着工届は、甲種消防設備士が行うこととされていましたが、火災予防条例による設置の届出は設置者が行うこととなりますので注意してください。

なお、11月号では、工事完了後の設置届等について紹介する予定です。

表3－消防用設備等の着工届に係る基準日

消防用設備等の種類	基準日
消火設備	各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日
警報設備	警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日 ※受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日
避難設備	避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日